平成２５年（フ）第５７号
長野県塩尻市大字広丘吉田1198番地９　コーポはなむら201
債務者　松本龍也こと　李　　龍也
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５８号
長野県塩尻市大字片丘4821番地２　君石団地１―308
債務者　松本英子こと　鄭　　英子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９９号
長野県松本市大字芳川小屋499番地２　ビレッジ新潟304
債務者　寺島　一彦
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１１７号
岐阜市四屋町26番地
債務者　山本　修市
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３４号
岐阜市鶴田町２丁目12番地
債務者　東松縫製こと　東松　妙子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７０号
三重県鈴鹿市須賀２丁目６番12号
債務者　市岡　庸平
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７３号
滋賀県野洲市上屋市有地　県営住宅Ａ棟402号
債務者　今﨑　仙悟
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
滋賀県草津市大路２丁目１番27―1816号、前住所福岡県北九州市門司区羽山１丁目10番43号
債務者　早坂　映子（旧姓朝比奈）
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
滋賀県高島市マキノ町中庄473番地26
債務者　澤　美作男
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
京都市山科区西野左義長町15番地25
債務者　山口　勝利
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
京都市南区東九条河西町23番地　グランシャリオＮＳ’311号
債務者　延原　尚子（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
京都府長岡京市井ノ内上印田７番地23
債務者　杉江工務店こと　杉江康太郎
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
京都市上京区丸太町通堀川西入西丸太町187番地　アネックス702号
債務者　髙山　純一
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
京都市上京区丸太町通堀川西入西丸太町187番地　アネックス702号
債務者　髙山　良子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井456番地
債務者　嶋本　　榮
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５号
広島市安佐北区口田２丁目27番38―1203号
債務者　久保田浩司
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６号
広島市中区榎町12番９―201号
債務者　林　　裕人
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部